



雇用保険法、育児・介護休業法等の改正

平成 28 年 3 月 29 日、雇用保険法、育児・介護休業法の改正案が参議院本会議で可決され成立しました。改正法の概要は以下のとおりです。

1. 平成 28 年度の雇用保険料率（保険料率の引き下げ）・・・H28,4,1～H29,3,31

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	4/1000	7/1000	11/1000
農林・水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	13/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	14/1000

2. 育児休業・介護休業等に係る制度の見直し

【29.1.1 施行】

1. 育児休業の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間にある子等）

2. 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

①と②の両方の要件を満たすものが取得可能

①引き続き雇用された期間が 1 年以上であること

②子が 1 歳 6 か月に達する日までに、その労働契約が満了することが明らかでないこと

3. 介護休業の分割取得

①対象家族 1 人につき、3 回を上限として、通算 93 日まで、分割取得できる

4. 介護のための所定労働時間の短縮措置等（事業主による選択的措置義務）

介護休業とは別に、利用開始から 3 年の間で 2 回以上の利用を可能とする

5. 介護のための所定外労働の免除

6. 介護休業等の対象家族の範囲拡大(同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹、孫)

7. 介護休暇・子の看護休暇の半日単位の取得

【28.8.1 施行】

8. 介護休業給付の給付率の引き上げ 賃金の 40% ⇒ 67%

SATO'S NEWS LETTER

2016 年 4 月号
(No.78)

CONTENTS

- 雇用保険法、育児・介護休業法等の改正P.1
- 助成金情報(三年以内既卒者等採用定着奨励金のご案内)P.2
- 育休復帰支援プラン(従業員の育児休業取得・職場復帰の支援を!)P.3
- スタッフ紹介.....P.4
- 人事労務ニュース.....P.4

月の社会保険労務と税務

11 日

○一括有期事業開始届

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

15 日

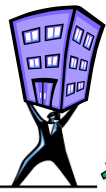
○給与支払報告にかかる給与所得届の提出

5 月 2 日

○健康保険・厚生年金の保険料納付

○労働者死傷病報告書の提出

<休業 4 日未満 1 月～3 月分>



助成金情報

新たに学校等の既卒者か中退者が応募可能な 新卒求人の申込みや募集を行う事業主を支援します

三年以内既卒者等採用定着奨励金のご案内

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します。これまで既卒者等の募集を行っていない事業主が対象となります。

《 奨励金の対象 》 以下の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者

- ① 学校(小学校および幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業生、または中退者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、または中退者

《 奨励金の支給 》 事業主が、対象者を雇入れて支給要件(下記参照)を満たした場合に、企業区分、対象者および定着期間に応じて下表の支給額を支給します。

企業区分	対象者 (奨励金コース名)	1人目			2人目		
		1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後
中小企業	既卒者等	50万円*	10万円	10万円	15万円*	10万円	10万円
	高校中退者	60万円*	10万円	10万円	25万円*	10万円	10万円
それ以外 の企業	既卒者等	35万円*	-	-	-	-	-
	高校中退者	40万円*	-	-	-	-	-

*若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)の場合は、いずれも10万円が加算されます。

《 奨励金の支給要件 》

【既卒者等コース】

- (1) 既卒者・中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者として雇用したこと(少なくとも卒業または中退後3年以内の者が応募可であることが必要です)
- (2) 当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

【高校中退者コース】

- (1) 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと(少なくとも中退後3年以内の者が応募可であること)
- (2) 当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

※ 奨励金の不支給要件、支給申請の流れについては、担当までお問い合わせください

<http://www.sato-co.jp> E-mail : sato@sato-co.jp

育休復帰支援プラン

従業員の育児休業取得・職場復帰の支援を！

<育休復帰プランとは>

中小企業が、自社の従業員の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定するプランです。プランを策定・実施することで、従業員は安心して育休を取得し復職でき、他方、制度利用者の所属する職場では、早く休業に送り出すことができます。また、プランを実行し、職場のマネジメントが改善されることは、職場全体の業務の効率化につながる可能性があります。



育休復帰支援プラン サンプル

計画策定日：平成27年10月1日

対象従業員 氏名	〇〇 〇〇		
予定	出産予定日	平成28年5月12日	
	産前休業開始日	平成28年4月1日	
	育児休業取得期間	平成28年7月8日～平成29年4月30日	
実績	出産日		
	産前休業開始日		
	育児休業開始日		
育休取得・職場復帰に関する確認事項	法律で定められた措置・制度の整備状況	確認・整備日	平成27年9月1日
	対象従業員の希望の確認	確認日	平成27年9月15日
	職場の状況	代替要員の確保が難しいシフト制(土日勤務・夜勤あり)である ・所定外労働が多い・体力を要する仕事を中心である ・作業手順等の変更が多い ・その他()	
	対象従業員の状況	女性従業員・男性従業員・役職者・有期契約労働者・専門性の高い職種 ・その他()	
取組計画			取組状況 確認日
取組期間	取組内容		
平成27年10月	・対象従業員の業務棚卸しを行い、省略・廃止できる業務を洗い出す ・また、職位上位者に委ねる業務、周囲の従業員に広く分担させる業務、外部化できる業務、対象従業員の育休中は一旦保留しておくことのできる業務に振り分ける		
平成27年11月～ 平成28年3月	・新たに業務を分担する従業員が、対象従業員が休業に入るまでの間に業務を引き継ぐことができるよう、引継ぎ計画を作成し、引継ぎを行う ・並行して、当該担当者の負荷が過重とならないよう、既存業務の一部を廃止もしくは後輩社員への引継ぎを行う		
平成28年4月～ 平成29年4月 (休業中)	・休業中の従業員に対して、職場の状況や業務内容の変更などの情報提供を継続的に行う		

スタッフ紹介



よろしくお願いします!



小林 剛 (こばやし たけし)

血液型：AB 型、
 星座：みずがめ座
 趣味：カラオケ



はじめまして！

昨年 9 月、東京事務所に入所した小林です。

出身は神奈川県横浜市です。

前職では、ミュージカルの舞台音響を 10 年続けてきました。

全く違う環境に変わりましたが、ゼロから勉強に励んでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします！



村上 美穂 (むらかみ みほ)

血液型：A 型
 趣味：おいしいものを食べる

昨年 3 月に約 10 年の時を経てサトーに再入社いたしました。

制度など変わっていることも多く、改めて勉強の毎日です。

お客様に頼りにしていただけるように、がんばりたいと思います。

よろしくお願いいたします。



人事労務ニュース

●「残業 80 時間」で労基署立入り調査の対象に

政府は、労働基準監督官の立入り調査について、1 カ月の残業時間の基準の引下げ（100 時間→80 時間）を表明しました。長時間労働に歯止めをかけるために指導を強化し、子育て中の女性や高齢者が働きやすい環境を整えることがねらいです。これに伴う対象者は 300 万人（2.7 倍）に拡がることが予想されます。

サトーFacebook ページ



いいね！を
 よろしく願いいたします

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5 階

月～金 9:00～18:00

電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9:00～18:00

電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983